

令和5年11月29日

瀬戸市議会議長 柴田 利勝 様

議会運営委員会 委員長 三木 雪実

議会運営委員会 行政視察報告書

本委員会は行政視察を実施しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1 視察期間・行程	令和5年10月18日(水)～19日(木) 詳細は別紙のとおり
2 視察先	神奈川県 小田原市議会 静岡県 沼津市議会
3 視察項目	小田原市議会 オンライン委員会について 決算特別委員会における審査方法(現地査察等)について 沼津市議会 新型コロナウイルス感染症対策の取組 「オンライン委員会」、「当番制による登庁の実施」等
4 視察者及び随行者	議会運営委員会委員 委員長 三木雪実 副委員長 長江秀幸 委員 山内精一郎、高島 淳、池田信子、宮菌伸仁、 富田宗一、浅井寿美 議長 柴田利勝 議会事務局 議事課長 北原裕子
5 その他	なし

- ① オンライン委員会について
- ② 決算特別委員会における審査方法（現地査察等）について

<p>1 事業の目的及び経緯</p>	<p>① 議会改革の一環として、万が一の事態に備えて、オンラインによる方法で委員会を開催できる環境を整備することを目的に、令和2年総務省行政局行政課長通知をきっかけとして議会改革検討委員会で議論が始められ、その後具体的な協議を議会運営委員会が引き継ぎ、条例改正を行ったもの。</p> <p>② 決算審査をより詳細かつ効率的に行うもの。</p>
<p>2 事業の概要及び事業費</p>	<p>① 大規模な災害の発生、感染症の蔓延など、やむを得ない理由で委員会の開催が困難な場合に、委員長判断（副委員長と協議の上）によりZ o o m上で会議を行う。</p> <p>② 会派に所属する議員から委員を選出。委員は個別に決算書等を審査し、執行部職員と個別に質疑、面談を行った上で必要な資料を請求する。その後、決算認定案に関連する施設等の現地査察を実施し、議場での総括質疑に臨む。</p>
<p>3 事業の効果</p>	<p>① 令和5年3月の予算特別委員会での開催実績があるのみであるが、「開催することができる」とした点において利便性は向上している。</p> <p>② 執行部職員と個別に面談質疑を行うことで、より個人的な疑問についても詳細に明らかにすることができる。また現地調査も実際に問題を目の当たりにすることで、質疑での深掘りが可能となる。</p>
<p>4 事業の現時点での課題及び今後の方向性</p>	<p>① 機材と通信環境の確保に課題。現状は他課からの借用となっているモニター、W i - F i環境の整備と安定運用、オンライン参加委員のP C環境（議案閲覧用とW E B会議用の2台が必要）、デジタル対応に伴う事務局職員のマンパワー確保、I C T技術の進展と議会制度の在り方への将来展望等が挙げられる。</p>

	<p>② 特に急を要する解決課題はないが、議員個々の資質向上が常に求められる。</p>
<p>5 主な質疑・応答</p>	<p>① Q オンライン委員会開催時の執行機関の参加方法は。 A 原則は委員会室への出席（代理出席者の場合もあり）。やむを得ない場合はオンライン出席も可能（委員長が認めた場合）。</p> <p>Q 資料の閲覧方法は。 A Side Books のペーパーレス会議システムを利用。</p> <p>Q 議決はどのように行うか。 A 参集している委員とオンライン委員が同時に挙手。委員長が映像等で確認する。</p> <p>Q 市民の傍聴はどのように。 A 実際のオンライン会議開催時は、オンライン参加している委員が映し出されているモニターを含める形で撮影し、YouTube で配信する。</p> <p>Q 乗っ取り等のセキュリティー対策は。 A オンライン出席委員は原則自宅または事務所から出席し、映像と音声で本人を確認（出席場所に他人を入れない）。また、情報セキュリティー対策を適切に講じる。Zoom のミーティング ID は、オンライン出席委員に個別に案内する。</p> <p>Q 不測の事態等で通信が途切れた場合は。 A 通信障害が発生した場合、委員長が通信状況を確認した上で、なお確認ができない場合は、当該委員を退席したものとみなすことができる規定となっている。</p> <p>Q 導入時に苦労した点は。 A オンライン出席事由の範囲の調整。また導入時期と規定内容のバランスも熟慮が必要であった。</p> <p>Q 今後の新たな取り組みは。 A Wi-Fi 環境の整備と安定運用を図っていく。</p>

	<p>② Q 決算資料はどのタイミングで開示されるのか。 A 他議案と同時（議案上程の1週間ほど前）に開示される。</p> <p>Q 執行職員と個別に面談、質疑するにあたり、同じ職員に何人もが次々に同じ質疑をすることがあると考えるが、時間の使い方としてはどうか。 A やむを得ないことと認識している。</p>
<p>6 考察 (所感・本市への提言等)</p>	<p>① 瀬戸市議会にあっては、平成30年からタブレットが導入され、各会議体で利用しているが、オンライン会議についての議論は未だなされていない。今後、他市の先進事例等を参考としながら議論を進めるべきと考える。実施には、会議規則の見直し、改正が必要となるが、小田原議会の説明にもあるように、運用について初めから細かく規定しようとするとう藪に入り込む事態ともなりかねないため、まずは「オンライン委員会が開催できる」というところから始め、運用しながら検討課題を解消していく必要があるものとする。機材については現在のもので対応できると考えるが、使用方法や議員個人の熟度アップも検討課題となる。</p> <p>② 小田原市議会にあっては、自ら所属する委員会以外の委員会所管事項も勉強できることから特別委員会の形をとっている（以前の瀬戸市議会と同様）。執行部職員との面談や資料請求、また現地調査などの取り組みは参考事例として検討してもよいのではないかと考える。</p>
<p>7 その他 (特記事項等)</p>	<p>なし</p>

新型コロナウイルス感染症対策の取組について

「オンライン委員会」、「当番制による登庁の実施」等

<p>1 事業の目的及び経緯</p>	<p>議会の活性化、議会・議員活動の充実とさらなる効率化を目的に、令和元年7月から導入、同9月定例会から運用を開始した。</p>
<p>2 事業の概要及び事業費</p>	<p>令和2年4月の総務省通知「新型コロナウイルス感染症にかかる地方公共団体の議会の委員会の開催方法について」を受け、関連する条例等を改正し、令和3年3月に新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止する観点から委員会の開催場所への参集が困難と判断される場合、オンラインを活用した委員会を開催することに関して、「沼津市議会会議規則」及び「委員会条例」の一部改正を行った。</p>
<p>3 事業の効果</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の蔓延により、委員が参集しがたい場合に、オンラインとすることで各々の居場所において会議に参加でき、意見や賛否の表明が可能となることで議会運営がスムーズに進められる。</p>
<p>4 事業の現時点での課題及び今後の方向性</p>	<p>現在までに4常任委員会（総務・文教産業・民生病院・建設水道）において令和3年に17回、令和4年には6回のオンライン委員会を実施しており、その中での意見・課題として、</p> <p>① 通信環境（音声・映像）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン委員の音声が届くまでにタイムラグがある。 ・オンライン委員の画面への映り方にバラつきがある。 <p>② 表決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・挙手にあわせ音声でも意思表示すべき。 ・オンライン委員と委員会室内委員の表決は別々にすべきでなく、同時に行うべき。 <p>③ 運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声が不明瞭となることを防ぐため、当局答弁は着座のまま行った方がよい。 ・オンライン委員の映像の途切れ等に適切な対応を。 ・隣室でのオンライン委員会の同時開催時の対応（事務

	<p>局員等の人的充足、必要機材の確保など。</p> <p>が挙げられているという。</p>
<p>5 主な質疑・応答</p>	<p>Q オンライン委員会は新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態対応のみに特化した手段か。</p> <p>A 現時点では新型コロナウイルス感染症による事由のみの開催としている。</p> <p>Q 開催の判断基準は（例えば緊急事態宣言等の発令時）。また開催の決定はどこでされるのか。</p> <p>A 判断に明確な基準はない。決定は委員長のもとでなされる。</p> <p>Q オンライン会議はどのような手順を踏んで開催されるのか。</p> <p>A 先ず委員長がオンライン委員会の開催を決定し、各委員に通知、それを受けてオンライン出席を希望する委員が申請を行い、委員長がこれを許可するという流れで行われる。</p> <p>Q 開催時の執行機関の参加方法と資料の閲覧方法は。</p> <p>A 執行機関は委員会開催場所にて参加。資料閲覧は委員のタブレットによる。オンライン委員は資料閲覧に苦慮する場合もあるため、できるだけ事前に印刷したものなどを用意する。</p> <p>Q 議決はどのように行われるか。</p> <p>A 挙手や音声など様々な方法で対応している。</p> <p>Q 本会議での開催についての議論は。</p> <p>A 現時点では議論していない。</p> <p>Q オンラインの乗っ取り等、セキュリティー対策は。</p> <p>A 機材はリース貸与の iPad を使用し、アプリは Microsoft office 365 の Teams を使用しており、本人確認は画面上で行う。</p> <p>Q 不測の事態で通信が途切れた場合の対処法は。</p> <p>A これまでの試行で通信が途切れたことはないが、今後</p>

	<p>オンライン委員会を開催する上で要綱等対処方法についても必要な事項を定め記載していく。</p> <p>Q 導入にあたって苦労した点は。</p> <p>A オンライン参加のための議員の技術の習得。これまでに6回ほどタブレット研修会を行っている。</p> <p>Q 今後の取り組みは。</p> <p>A オンライン委員会の実際の運用に向けて、「要綱等の策定」「出席要件の緩和」「操作マニュアルの作成」「操作研修等の実施」などを考えている。</p>
<p>6 考察 (所感・本市への提言等)</p>	<p>沼津市議会も小田原市と同様にまずは会議規則、委員会条例の改正変更から議論し、試行を繰り返しながら実用に向けて進めている。瀬戸市議会で検討する場合もこの進め方が参考になるものと思われる。運用に当たっては、導入に関して専門的な事務局職員が各議員に対応し、指導していることで、スムーズな導入が図られていることは大きい。瀬戸市議会ではすでにオンライン会議に対応できる機材等は揃っているため、会議規則および委員会条例の検討を始めるべきと考える。そのうえで、より柔軟な対応が可能となる、例えば議会だより編集委員会などでの試行を積み上げ、経験値を高めていく方法が現実的と思われる。</p> <p>また、あわせて議員のスキルアップも課題であり、タブレットは常に持ち歩き、不測の事態に対応し、活動の幅を広げる意識を持ちたい。</p> <p>沼津市議会では、28名の議員に対して13名の事務局職員がおり、専門的な知見を持つ職員を配置できるのも強み。</p>
<p>7 その他 (特記事項等)</p>	<p>沼津市議会では、新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン委員会のほか、令和2年11月議会で一般質問の通告を取り下げ、一部議員の質問を文書形式で実施し、さらに翌3年2月議会では個人一般質問を行わず代表質問のみとし、同年9月議会では一般質問者数を制限し質問形式を一括質問一括答弁方式（普段は一問一答と併用）のみとするなどの対応としていた。また、令和3年1、2月は議員の当番制による登庁を実施している。緊急事態にあつては、このような柔軟な対応も必要と感じた。</p>

